相 模 原 市
中小企業融資制度等のご案内

相模原市中小企業融資制度・創業支援融資制度は、中小企業者のみなさまが市内での事業活動に必要な資金を低利率で調達できるように、市が金融機関及び神奈川県信用保証協会と連携して実施している制度です。

市内で事業を営んでいる（または営む予定の）中小企業者のみなさまがご利用いただけます。

※資金によってはさらに利用要件があります。
詳しくは裏面の利用要件詳細をご覧ください。

相模原市中小企業融資制度等のしくみ

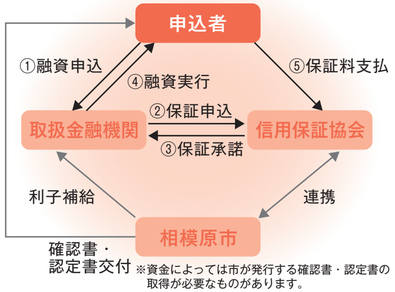

※資金によっては市が発行する確認書・認定書の取得が必要なものがあります。

ご利用の流れ

※取扱金融機関等の事務手続きの流れによっては順番が異なる場合があります。

取扱金融機関へ相談
まずはお近くの取扱金融機関へご相談ください。

右表参照

▼

確認書等の取得
資金の利用要件として確認書・認定書等が必要な場合は取得してください。

▼

取扱金融機関で融資申込
取扱金融機関に必要書類を提出して融資をお申込みください。

▼

審査
取扱金融機関・神奈川県信用保証協会（保証を付す場合）の審査があります。
※審査の結果によってはご希望に添えない場合があります。

▼

取扱金融機関との契約・融資実行
取扱金融機関と金銭消費貸借契約を締結していただき、融資が実行されます。

▼

信用保証料の支払い
神奈川県信用保証協会の保証を付した場合は、所定の信用保証料をお支払いください。

▼

毎月の返済
取扱金融機関に所定の返済をしてください。
※経営状況の変化により返済計画に変更が必要な場合は、早めに取扱金融機関にご相談ください。

▼

完　済

令和７年度

相模原市中小企業融資制度等 取扱金融機関・支店

みずほ銀行	橋本、相模原、相模大野、小田急相模原、町田
三菱UFJ銀行	相模原、相模原中央、橋本、町田、町田駅前、相模大野、相模大野駅前
三井住友銀行	相模原、相模大野、町田
りそな銀行	橋本、相模大野、町田中央
スルガ銀行	相模原、東林間
きらぼし銀行	相模原支社（橋本、相原、二本松、城山、相模原、上溝、田名、淵野辺、南渕野辺、古淵、相模大野、大沼、東林間、相模台、相武台）、町田
横浜銀行	相模原駅前（中野、橋本、上溝、渕野辺）、町田（古淵、相模大野、相模台、相武台北、座間、座間駅前）
山梨中央銀行	上野原、八王子、相模原、町田
静岡中央銀行	番田、座間、中央林間
静岡銀行	橋本、相模大野
東日本銀行	相模原、古淵
神奈川銀行	相模台
群馬銀行	相模原
平塚信用金庫	相模原中央、相模野、相模台
多摩信用金庫	橋本、相模原、町田
横浜信用金庫	つきみ野
西武信用金庫	橋本、矢部、町田
山梨信用金庫	藤野、相模湖、津久井、城山、橋本、相模原中央
城南信用金庫	淵野辺、原町田、相武台、中央林間
相愛信用組合	本店営業部、相北、津久井湖、半原
商工組合中央金庫	横浜西口

※（　）内の支店をご利用される方は、支店名に下線のある支店へご相談ください。

市役所周辺地図・お問い合わせ先

① 融資制度について

相模原市
環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課
〒252-5277
相模原市中央区中央 2-11-15 本館５階
電 話：042−769−9255（直通）
FAX：042−754−1064

② 確認書等の申請

公益財団法人
相模原市産業振興財団
Sagamihara Industrial Promotion Foundation
〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3
相模原商工会館本館４階
電 話：042−759−5600

③ 信用保証制度の相談等

神奈川県信用保証協会
相模原支店
〒252-0239
相模原市中央区中央 3-12-1
相模原市立産業会館３階
電 話：042−752−0575

融資申込みの要件

この制度は、次の要件をすべて満たす中小企業者が利用できます。

1 中小企業信用保険法施行令第１条に規定する業種（神奈川県信用保証協会の保証対象外業種を除く）に属する事業を営む中小企業者
2 市内で事業を営んでいる、または、市内で事業を営む具体的な計画があること。
3 税務申告義務を怠っていないこと。
4 行政庁の許可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可等を得ていること。
5 利用する資金の利用要件を満たしていること。
（詳しくは裏面の利用要件詳細をご覧ください。）

～業種の検索方法～
「e-Stat 政府統計の総合窓口」
日本標準産業分類・検索
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

中小企業者とは

1 資本金の額、常時使用する従業員の数のいずれかが次に該当する会社又は個人

業　種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業・その他の業種（②～⑤を除く）	３億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業 ※医業を主たる事業とする法人につきましては、お問い合わせください。		個人の場合100人以下

2 信用保証の対象となる要件を満たす協同組合等
3 常時使用する従業員の数が 300 人（小売業は 50 人、卸売業又はサービス業は100 人）以下の NPO 法人

利 子 補 給 制 度

利用者の利子負担を軽減するため、市負担利率の利子分を市が金融機関に直接支払います。

※各資金の利率については裏面をご覧ください。
※融資実行後、全ての事業を市外へ移転された場合や、融資制度から対象外となる条件変更（例：融資利率の変更、設けられた融資期間を超えた返済期間の設定、融資金額の変更）をされた場合には、利子補給を停止します。

相模原市産業振興財団について

相模原市産業振興財団は、地域経済の活性化に向けて産業情報の発信、地域に根ざした経済の支援、中小企業等への支援を行っています。

神奈川県信用保証協会について

神奈川県信用保証協会は、事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業に対して、金融上の「公的保証人」となって、事業資金調達の円滑化に努める専門機関です。

マル経融資利子補給

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）を利用された方への利子補給があります。

相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会のいずれかの推薦を受けて日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」を利用された方に対し、支払った利子の一部が補助されます。
詳しくはお近くの商工会議所、商工会へお問い合わせください。

マル経融資についてのお問い合わせ先

相模原商工会議所	042（753）8135
城山商工会	042（782）3338
津久井商工会	042（784）1744
相模湖商工会	042（684）3347
藤野商工会	042（687）2138

① 事業資金が必要なとき

中小企業振興資金 小企業小口資金

融資限度額　合わせて3,000万円
（小企業小口資金は1,000 万円まで）

資金使途　運転・設備

中小企業振興資金
融資利率・利用者負担利率 **2.5%以内**
融資期間が1年以内の場合は1.9%以内

融資期間	5年以内
据置期間	6か月以内

小企業小口資金
利用者負担利率 **1.3%以内**

融資期間	5年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.5%以内
市負担利率	1.2%

小規模事業者の方

② 小規模事業者で事業資金が必要なとき

小企業特別資金

融資限度額　2,000万円
（全信用保証協会の保証付融資残高の範囲内）

資金使途　運転・設備

利用者負担利率 **0.6%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	6か月以内
融資利率	2.0%以内
市負担利率	1.4%

県信用保証協会の**小口零細企業保証**が必須です。

⑤ 売上・粗利益が減少したとき

景気対策特別資金 景気対策特別小口資金

融資限度額　合わせて3,000万円
（景気対策特別小口資金は500万円まで）

資金使途　運転のみ

景気対策特別資金
利用者負担利率 **1.1%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.0%以内
市負担利率	0.9%

景気対策特別小口資金
利用者負担利率 **0.8%以内**

融資期間	5年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.0%以内
市負担利率	1.2%

⑥ 取引先が倒産したときやセーフティネット保証の認定を受けたとき

経営安定支援資金

融資限度額　3,000万円
（倒産関連中小企業証明書取得の場合は債権相当額の範囲内）

資金使途　運転のみ

利用者負担利率 **1.2%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.0%以内
市負担利率	0.8%

セーフティネット保証
国が指定する取引先倒産や突発的災害、業況悪化などによる影響を受けている中小企業者を支援する保証制度です。

③ 設備を導入するとき

設備導入促進特別資金

融資限度額　5,000万円

資金使途 設備及びこれに伴う運転（設備の1/2以内）

一般型
利用者負担利率 **1.2%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.3%以内
市負担利率	1.1%

社会的課題取組型
利用者負担利率 **0.9%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.3%以内
市負担利率	1.4%

④ 創業するとき 創業して間もないとき

創業支援資金

融資限度額　2,000万円

資金使途　運転・設備

利用者負担利率 **0.7%以内**
認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は0.5%以内

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	2.2%以内
市負担利率	1.5% 1.7%（認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合）

県信用保証協会の**創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証**が必須です。

⑦ 災害の影響を受けたとき

災害等対策特別資金

融資限度額　3,000万円

資金使途　運転・設備

利用者負担利率 **0.9%以内**

融資期間	運転資金:7年以内　設備資金:10年以内
据置期間	1年以内 （危機関連保証認定取得で：2年以内 融資期間5年超の場合）
融資利率	2.0%以内
市負担利率	1.1%

⑧ SDGsビジネス認証を受けたとき

SDGs企業振興資金

融資限度額　5,000万円

資金使途　運転・設備

運転資金
利用者負担利率 **1.1%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	1.7%以内
市負担利率	0.6%

設備資金
利用者負担利率 **0.4%以内**

融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	1.7%以内
市負担利率	1.3%

ものづくり企業の方へ

さがみはら
ものづくり企業支援サイト
／ SAGAMIHARA CITY ／

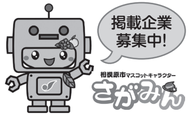

起業をお考えの方へ

起業するなら
さがみはら!

さがみはら
起業・創業サポートNavi

融資制度利用時の注意事項

- 融資申込先は全て取扱金融機関・支店です。
- 利用者負担利率は融資利率（表面金利）から市負担利率を差し引いた利率です。
- 返済方法は、各資金とも毎月の元金均等割賦返済又は一括返済とします。
  なお、一括返済による融資期間は、据置期間＋1か月以内とします。
- 設備については、市内の事業所に設置、登録するものに限ります。
- 融資利率よりも市負担利率が大きくなる場合は、融資利率が市負担利率の上限となります。
  融資利率の上限を超えた利子補給は行いません。
- 記載している利率等は令和7年4月1日現在のものです。
  経済情勢によっては新しい資金の創設や各資金の利率・利用要件の変更等をすることがあります。

各資金の利用要件詳細

	資金名	利用条件	必要な確認書等（※1） 書類名右の記号は申請・申込先
①	中小企業振興資金	中小企業者	
	小企業小口資金	従業員20人（商業、サービス業は5人（※2））以下の小規模事業者	
②	小企業特別資金 ★	従業員20人（商業、サービス業は5人（※2））以下の小規模事業者 ※県信用保証協会の小口零細企業保証が必須です。	・小口零細企業保証●
③	設備導入促進特別資金	次のいずれかに該当する設備を導入する中小企業者 （一般型） 市内に導入する設備 （社会的課題取組型） 次のいずれかに該当する設備 ①地球温暖化対策計画書を市長に提出して市内に導入する設備 ②エコアクション21の認証を受けた事業者が市内に導入する設備 ③先端設備等導入計画の認定を受けて市内に導入する設備	（一般型） ・見積書など導入する設備の概要が分かるもの （社会的課題取組型） ・地球温暖化対策計画書 ♣ ・エコアクション21認証・登録証 ♣ ・先端設備等導入計画認定書 ♠ のいずれか
④	創業支援資金 ★	(1) 開業前の場合:現在事業を行っていない方で、次のいずれかに該当する方 ア　1か月以内に新たに個人事業を市内で開業予定の方 イ　2か月以内に新たに会社を設立し市内で事業を開始する方 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内に市内で開業予定の方 (2) 開業後の場合:開業時に別の事業を行っていなかった方で、市内で事業を営む、次のいずれかに該当する方 ア 事業を開始してから5年を経過していない個人 イ 会社を設立してから5年を経過していない法人 ウ アが創業者となり法人成りをしたもの(事業開始5年以内) (3) 分社化による場合:次のいずれかに該当する方 ア 分社化し市内で事業を開始する法人 イ 分社化し5年を経過していない市内で事業を営む法人 ※県信用保証協会の創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証が必須です。ただし、NPO法人、医療法人はご利用いただけません。 ※認定特定創業支援等事業の詳細については、市ホームページをご覧ください。	・創業関連保証● ・スタートアップ創出促進保証● のいずれか ・認定特定創業支援等事業証明書♣ （認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合）
⑤	景気対策特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近12 か月以内の決算期の売上高または売上総利益額がそれ以前の3年間いずれかの決算期に比して5%以上減少している方 (2) 最近3か月の売上高または売上総利益額が、前年同期に比して5%以上減少している方 (3) 売掛金債権等があり、当該売掛金債権等を回収するまでのつなぎ資金として利用する方。ただし、当該売掛金債権等が投機的な不動産、株式等の取引でないこと。	・景気対策特別資金融資対象確認書◆
	景気対策特別小口資金	「景気対策特別資金」の(1)又は (2)の要件を満たし、借入れ希望金額が500万円以内の方	・景気対策特別資金融資対象確認書◆
⑥	経営安定支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）の規定に基づく特定中小企業者 ★ (2) 取引先倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する方 (3) 取引先倒産企業に対して取引依存度が20%以上ある方	(1)の場合 ・セーフティネット保証1~4、5号ロ、6号、8号認定書♠ ・セーフティネット保証5号イ、7号認定書◆ のいずれか (2)(3)の場合 ・倒産関連中小企業証明書♠
⑦	災害等対策特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）又は同条第6項（危機関連保証）の認定を受けた中小企業者 ★ (2) 自然災害（火災を除く）により罹災証明書等の発行を受け、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方	(1) の場合 ・セーフティネット保証4号認定書♠ ・危機関連保証認定書♠ のいずれか (2) の場合 ・災害等対策特別資金融資対象確認書♠
⑧	SDGs企業振興資金	さがみはらSDGsビジネス認証制度の認証を受けている中小企業者 ※さがみはらSDGsパートナー制度とは異なりますのでご注意ください。	・さがみはらSDGsビジネス認証認証書♥

※1：確認書等の申請・申込に必要な書類は、市ホームページ等をご確認いただくか、申請・申込先にお問い合わせください。
また、全ての資金で決算書別表一・確定申告書第一表などの税務申告を確認できる書類が必要です。
申請・申込先 ♠…市産業支援・雇用対策課、♣…市創業支援・企業誘致推進課、♣…市ゼロカーボン推進課、♥…市みんなのSDGs推進課、◆…相模原市産業振興財団、●…神奈川県信用保証協会

※2：宿泊業・娯楽業・医業を主たる事業とする法人は20人以下です。商業・サービス業に該当する業種については、神奈川県信用保証協会にお問い合わせください。

★：神奈川県信用保証協会の保証を利用する場合、責任共有制度対象外の保証（神奈川県信用保証協会が金融機関に対して融資金額の100%を保証する）となります。（ただし、セーフティネット保証5・7・8号を除く）